

環境教育等促進法基本方針の変更について（概要）

「環境教育等促進法」の附則第2条において、政府は法施行後5年を目途として、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。本年1月から、法に基づく有識者会議（環境教育等専門家会議）を立ち上げ、4回にわたり施行状況について検討を行い、同法の基本方針に以下の内容を盛り込むべきとされた。

環境教育等を取り巻く現状

- ・環境・経済・社会を統合的に向上させ、地域循環共生圏の創造を目指す必要性（持続可能な開発目標（SDGs）等）
- ・小・中学校の新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手」の育成、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」（持続可能な開発のための教育（ESD）の実践にも関連）
- ・SDGsにおいて、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進（ゴール16）」、「グローバルパートナーシップ（ゴール17）」が掲げられるなどパートナーシップ（協働取組）の必要性

今後の学びの方向性

- ・身の周りの生活に係る規範意識のみならず、**持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲**を育てることが必要
- ・知識や思考力に加えて、心情、態度、意欲及び感性等も、バランスよく育成していくことが重要
- ・世代、組織、地域、分野等を越えて「つなぐ」という視点が重要（都市部と地方部の交流、世代の垣根を越えた学び合い等）



「**体験活動**」の意義を捉え直し、地域や民間企業の「**体験の機会の場**」の積極的な活用を図る。（別紙）

今後の施策の在り方

学校

ESDの視点から体験活動と各教科等の学びをつなげる取組の強化及びそれを実践する教員の育成

地域

体験への参加意欲の喚起のため、関係省庁連携で優良事例の収集・周知、地方公共団体や企業との連携強化 等

若者

高校生・大学生のネットワーク促進、若者向けの魅力的な情報発信、政策提言能力の向上

大人

働き方の変化を持続可能な地域づくり等への参加を通じた学びにつなげる。行政職員に対する現場体験の充実

法に基づく取組の活用の促進

取組の信頼性を対外的に訴求するマーク等の作成、国、自治体における制度の積極的な活用・PR等

パートナーシップの推進

ESD活動支援センターを活用した消費者教育等他の分野との連携推進、教育活動の主体として企業の積極的な巻き込み

体験活動の意義等の捉え直しと「体験の機会の場」の位置づけの見直し (変更の主なポイント)

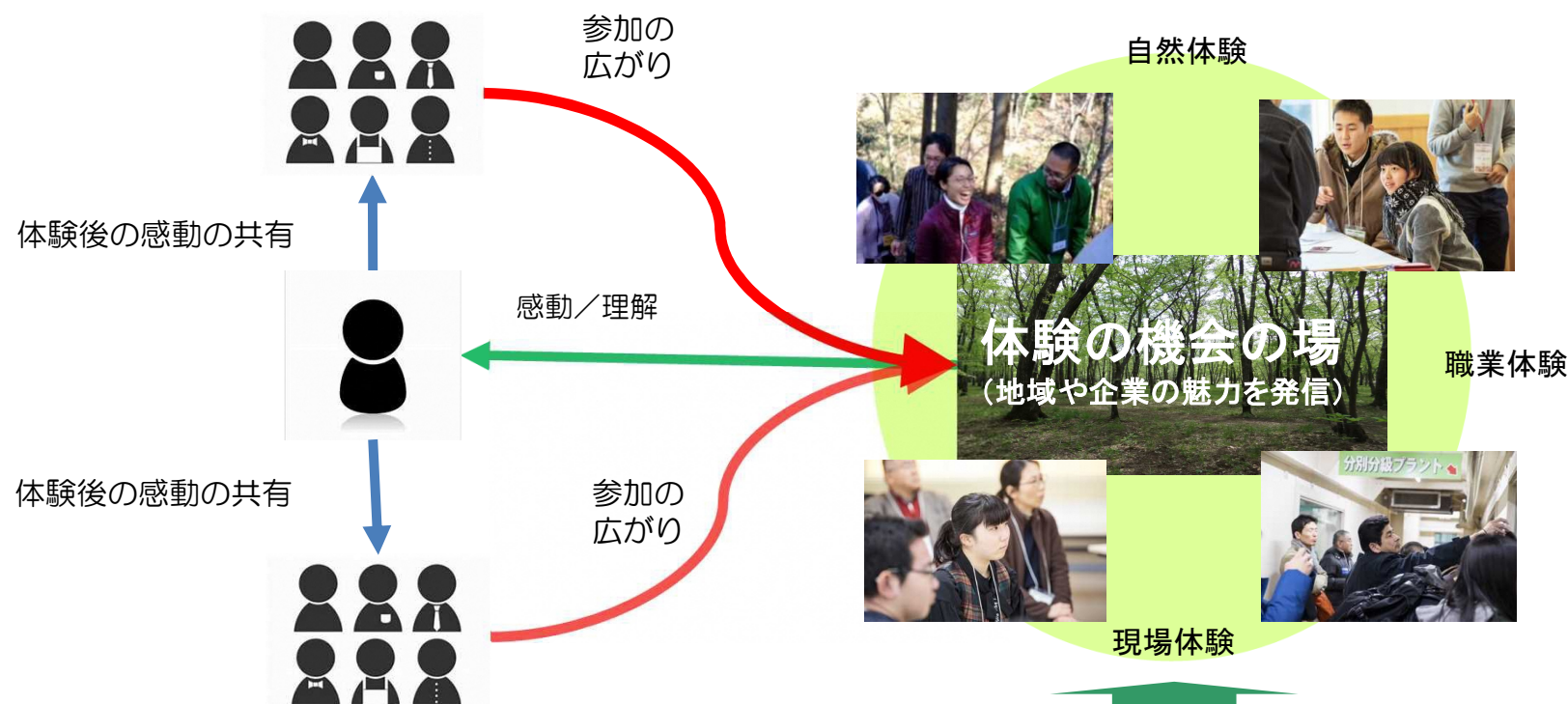
別紙

体験活動の捉え直し

- ・体験の内容 ⇒ 自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習等に触れる生活体験
ロールモデルとなるような人との交流体験など幅広いものとして促進
- ・学びのプロセス⇒感性を働かせるという「インプット」、
その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」
- ・体験の効果 ⇒これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上 等

「体験の機会の場」の活用

地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「**地域や国を越えた交流の拠点**」として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。



関係省庁が積極的に研修の場やイベントで活用・PR 等